

一般社団法人東京建築士会 支部の名称使用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京建築士会（以下「本会」という。）の正会員が定款で定める目的に協賛して、この規程を許諾し支部を設立し、地域で本会と連携した事業の実施することに関する必要事項を定めるものである。

(名称使用)

第2条 本会理事会（以下「理事会」という。）において承認した支部が使用できる第6条第2項に示す名称には、本会の定款に規定する一般社団法人の法人格は使用できない。

- 2 支部における事業、決算及び役員を選任等は、本会の定款の規定は適用されない。
- 3 支部における事業等の全ての権利及び責任は、支部が負うものとする。

(会員及び議決権)

第3条 支部の会員は、本会正会員に限る。ただし、建築士の資格を持たず、支部への参加協力を希望するものは、支部の定める名称の会員としておくことができる。

- 2 建築士の資格を持つものは、本会正会員の手続きをすることとする。
- 3 支部会員の議決権は、本会正会員であるものが有し、1人につき1個とする。

(会員の所属)

第4条 支部地域内に住所又は勤務場所を有する本会の会員は、原則としてそのいずれかの支部に所属することができる。ただし、住所又は勤務場所を異にする者は、本人の希望により、複数の支部に所属することができる。

(支部支援金)

第5条 理事会において名称使用を承認した支部には、その所属会員のうち本会正・準会員が納付した年会費の10分の1の支部支援金を支給できるものとする。ただし、15万円を上限とする。また、複数支部に所属する会員については、複数分の1とする。

- 2 初年度の支部支援金については、承認月の翌月からの月割りとし、年度末に支給する。なお、1月以降の承認月の場合は次年度分に繰り越すものとする。
- 3 既設支部への支部支援金については、毎年12月末現在の支部会員数に基づき、算定し、当年度末に支給する。

(支部の設置)

第6条 会員が支部を設立し支部の名称を使用するときは、その地域内に住所又は勤務場所を有する本会正会員の30人以上の賛成を得、かつ、支部規程（案）を作成するとともに、支部役員（案）及び会員の名簿（案）、支部設立の案内書、設立準備総会議事録及び出席者名簿を添えて、理事会に提出し承認を得なければならない。

- 2 ブロック名、支部名称及び区域は、次に掲げるとおりとする。ただし、設置できる支部は各区域内に一とする。

ブロック名	支部の名称	支部の管轄区域
-------	-------	---------

(1) 中央ブロック	千代田支部	千代田区の区域
	*中央 支部	中央区及び島部の区域
	*港 支部	港区の区域
	*新宿 支部	新宿区の区域
(2) 城北ブロック	*文京 支部	文京区の区域
	台東 支部	台東区の区域
	北 支部	北区の区域
	荒川 支部	荒川区の区域
(3) 城南ブロック	*品川 支部	品川区の区域
	*目黒 支部	目黒区の区域
	*大田 支部	大田区の区域
	渋谷 支部	渋谷区の区域
	*世田谷支部	世田谷区の区域
(4) 城西ブロック	中野 支部	中野区の区域
	*杉並 支部	杉並区の区域
	豊島 支部	豊島区の区域
	板橋 支部	板橋区の区域
	*練馬 支部	練馬区の区域
(5) 城東ブロック	墨田 支部	墨田区の区域
	江東 支部	江東区の区域
	葛飾 支部	葛飾区の区域
	足立 支部	足立区の区域
	*江戸川支部	江戸川区の区域
(6) 多摩ブロック	西多摩支部	青梅市、福生市、あきる野市、羽村市及び郡部
	八王子支部	八王子市の区域
	町田 支部	町田市の区域
	西部 支部	立川市、昭島市、日野市、国分寺市、国立市、東大和市及び武蔵村山市の区域
	*南部 支部	三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、多摩市及び稲城市の区域
	北部 支部	武蔵野市、小平市、東村山市、西東京市、清瀬市及び東久留米市の区域

*承認済（平成 31 年 1 月 現在）

（本会への報告）

第 7 条 支部は、毎年 4 月末日までに、支部支援金にかかる前年度の事業並びに決算報告書、次年度の事業計画、予算書を本会に報告するものとする。

2 支部役員、会員名簿、支部規程に変更があった場合は、支部総会終了後に速やかに本会に報告するものとする。

3 支部の入・退会者の変更があった場合は、そのつど速やかに本会に報告するものとする。

4 支部を解散しようとするときは、解散の理由書を本会に提出するものとする。

(支部名称使用の取消し)

第8条 支部が次に違反した場合、理事会は支部名称使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 支部の活動において、第1条及び第2条の規定に違反し、その名称を不正に使用した場合。
- (2) 報告を故意に怠った場合並びに虚偽の報告を行った場合。
- (3) 解散の届け出があったとき。

(支部規程)

第9条 支部は、第6条に定める支部規程に基づきその業務を執行する。

2 支部規程には、下記の事項を定めるものとする。

- (1) 支部の名称
- (2) 支部事務所の所在地
- (3) 支部の管轄区域
- (4) 支部の事業内容
- (5) 支部の会員及び議決権
- (6) 支部の入・退会に関する事項
- (7) 支部総会及び幹事会に関する事項
- (8) 支部役員の構成及び選出方法
- (9) 本会への報告
- (10) その他必要な事項

(事業年度)

第10条 支部の事業年度は、本会の事業年度に準ずるものとする。

(規程の変更)

第11条 この規程の変更は、理事会の承認を要するものとする。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人東京建築士会定款の附則による設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人東京建築士会支部規約に規定する現行の支部は、一般社団法人東京建築士会設立の登記の日から、この規程によって名称の使用を承認されたものとみなす。

附則

この規程の一部変更は、平成25年3月12日理事会承認され、従前の日より施行する。

附則

第6条による支部設置の変更は、平成26年3月12日から施行する。

附則

第6条による支部設置の変更は、平成28年7月27日から施行する。

附則

第6条による支部設置の変更は、平成30年1月24日から施行する。

附則

第6条による支部設置の変更は、平成31年1月23日から施行する。